

## 1 雇入れ時に労働条件通知書を交付していますか？

雇入れ（契約更新時を含む）時、労働条件を文書で明示しなければなりません

### ○パートタイム労働法第6条に基づく明示事項

（※パートタイム労働者が希望した場合は電子メールやFAXによる明示も可能）

- （1）昇給の有無
- （2）退職手当の有無
- （3）賞与の有無

### ○労働基準法第15条に基づく明示事項

- （1）契約期間
- （2）仕事をする場所と仕事の内容
- （3）始業・終業の時刻、所定労働時間外労働の有無、休憩、休日、休暇、労働者を二組以上に分けて就業させる場合の就業時転換に関する事項
- （4）賃金の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項
- （5）退職に関する事項

### ○「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に基づく明示事項【有期労働契約（期間の定めのある労働契約）の場合】

- （1）契約の更新の有無
- （2）更新する場合があると明示した時は、更新する場合又はしない場合の判断の基準

※使用者は有期労働契約の締結後に（1）又は（2）について変更する場合にはすみやかにその内容を明示しなければなりません。

[労働条件通知書の雛形はこちら](#)

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/dl/tp0605-1b.doc>)